

単身者が申し込むときの資格

単身者(原則として申込時に同居している親族がいない方)で、申込みの日に下記(1)～(6)のいずれかに該当すること。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の方
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の方
 - ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)の方
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- (4) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できる方(区内居住が引き続き1年以下でも可)
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のアまたはイにあてはまる方
 - ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護が終了した日から起算して5年以内の方
 - イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方